

○都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など）及び土地区画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の決算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和6年度 決算

【歳 入】

都市計画税 3,174,734 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費 4,437,694 千円

(単位：千円)

区 分		全体事業費	都市計画税 充当額
	街 路	286,068	197,650
	公 園	1,564,426	469,884
	下 水 道	1,108,880	1,108,880
	そ の 他	1,329,182	1,249,182
	市街地開発事業	92,580	92,580
都市計画事業計		4,381,136	3,118,176
土地区画整理事業		0	0
地方債償還額		56,558	56,558
合 計		4,437,694	3,174,734